

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	東松山市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

生活保護関連事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで、万全を期している。

## 評価実施機関名

埼玉県東松山市長

## 公表日

令和6年2月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療等の扶助を行い、最低限度の生活を保障する。特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①生活に困窮する世帯の相談、申請、受付、記録及び調査 ②生活保護の決定及び各種扶助の実施 ③職権による生活保護の開始又は変更 ④生活保護の停止又は廃止 ⑤保護費の返還及び徴収の決定 ⑥就労自立給付金の申請の受理及び審査 ⑦資料の提供等の求め ⑧生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑨医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、同条第2項、第19条第1項各号、及び別表第一15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項及び当該各項が委任する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)の諸規定  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二26の項及び別表第二主務省令第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-24-6123 e-mail: somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

東松山市 社会福祉課  
〒355-8601  
住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58  
電話: 0493-23-2221  
FAX: 0493-24-6066  
e-mail: HMY033@city.higashimatsuyama.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月23日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月23日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月21日	I. 5. ②所属長	加島照光	大石和夫	事後	人事異動による所属長の変更であるため、しきい値判断に影響する重要な変更には該当しない
平成31年4月23日	I. 5. ②所属長の役職名	社会福祉課長 大石和夫	課長	事後	記載事項修正
平成31年4月23日	IVリスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
平成31年4月23日	IIしきい値判断項目 1. 対家人数	平成27年1月1日時点	平成31年4月23日時点	事後	時点修正
平成31年4月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月1日時点	平成31年4月23日時点	事後	時点修正
令和1年6月20日	IIしきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和3年6月4日	法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第1第15の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令)第15条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 ※別表第二 第30、50、90、116、120の項に係る主務省令は未公布 (情報照会の根拠)	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、第19条第1項及び別表第1(第9条関係)第15の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(第19条・第21条関係) 9,10,14,16,18,20,21,24,27,28,30,31,37,38,42,50,5,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項及び当該各項が委任する行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)の諸規定 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(第19条・第21条関係)26の項及び別表第二主務省令第19条	事後	引用法令をより正確にしたもので、しきい値判断には影響しない。
令和3年6月4日	②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 ※別表第二 第30、50、90、116、120の項に係る主務省令は未公布 (情報照会の根拠)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(第19条・第21条関係) 9,10,14,16,18,20,21,24,27,28,30,31,37,38,42,50,5,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項及び当該各項が委任する行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)の諸規定 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(第19条・第21条関係)26の項及び別表第二主務省令第19条	事後	引用法令をより正確にしたもので、しきい値判断には影響しない。
令和3年6月4日	過去1年以内に、評価実施期間において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	発生から1年を経過したため。
令和3年9月1日	法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正
令和5年6月22日	法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、第19条第1項及び別表第1(第9条関係)第15の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、第19条第1号及び別表第1(第9条関係)15の項	事後	記載事項修正
令和5年6月22日	②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2(第19条・第21条関係) 9,10,14,16,18,20,21,24,27,28,30,31,37,38,42,50,5,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項及び当該各項が委任する行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)の諸規定	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2(第19条・第21条関係) 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,5,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項及び当該各項が委任する行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)の諸規定	事後	記載事項修正
令和6年2月1日	I 1. ②事務の概要	生活保護法に基づき生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療等の扶助を行い、最低限度の生活を保障する。	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療等の扶助を行い、最低限度の生活を保障する。特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①生活に困窮する世帯の相談、申請、受付、記録及び調査 ②生活保護の決定及び各種扶助の実施 ③職権による生活保護の開始又は変更 ④生活保護の停止又は廃止 ⑤保護費の返還及び徴収の決定 ⑥就労自立給付金の申請の受理及び審査 ⑦資料の提供等の求め ⑧生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑨医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務	事後	医療扶助オンライン資格確認の開始に伴う修正
令和6年2月1日	I 1. ③システムの名称	生活保護情報ファイル、統合宛名ファイル	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末	事後	医療扶助オンライン資格確認の開始に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月1日	3. 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、第19条第1号及び別表第1(第9条関係)15の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、同条第2項、第19条第1項各号及び別表第一15の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条</li> </ul>	事後	引用法令の表記の見直し
令和6年2月1日	4. ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第2(第19条・第21条関係)</li> </ul> <p>9.10.14.16.18.20.24.26.27.28.30.31.37.38.42.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.113.116.120の項及び当該各項が委任する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)の諸規定</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第2(第19条・第21条関係)26の項及び別表第二主務省令第19条</li> </ul>	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第二</li> </ul> <p>9.10.14.16.18.20.24.26.27.28.30.31.37.38.42.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.113.116.120の項及び当該各項が委任する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)の諸規定</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第二26の項及び別表第二主務省令第19条</li> </ul>	事後	引用法令の表記の見直し